

アクティビティノート <第 341 号>

2025 年 6 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2025 年 6 月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～10

2. ちょっと注目 『夏に増える細菌性食中毒に注意』 …… p.11～13

TOPICS



夏に増える細菌性食中毒に注意

中毒にはさまざまな原因がありますが、夏に特に注意が必要なのが高温多湿な時期に発生が多い「細菌性食中毒」です。今回は、細菌の種類や特徴、そして予防の三原則「つけない」「増やさない」「やっつける」についてまとめました。

『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターの 2024 年の活動及び相談内容をまとめた『2024 年度 活動報告書』を発行いたしました。

○『活動報告書 本編』… 相談概況や 2024 年度の相談トピックス、WEB サイトの改定やその他の活動について、記載しています。

○『活動報告書 資料編』… 2024 年度の全ての相談内容および、創立から 30 年の件数推移、アクティビティノートに掲載した「コラム」「ちょっと注目」をすべて掲載しています。

共に、化学製品 PL 相談センターのウェブサイトからご覧いただけます。

また、冊子が必要な方は、E-mail (pl@jcia-net.or.jp) でお知らせください。

次回、342 号は 8 月 13 日発行予定です。

1. 相談業務

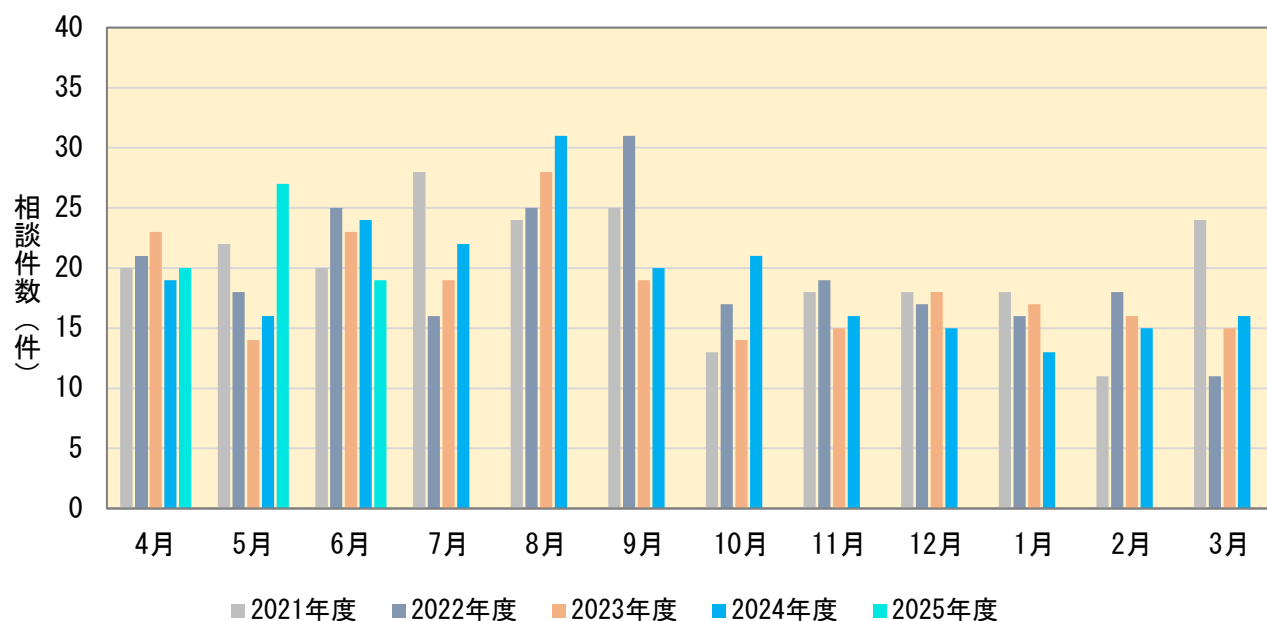
1. 1 相談受付件数

2025 年 6 月度相談受付件数（6/1～6/30 実働：21 日）

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	0	1	7	0	10	53%
消費生活 C・ 行政	1	0	0	4	0	5	26%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	5%
メディア・ その他	0	0	0	3	0	3	16%
合計	3	0	1	15	0	19	
構成比	16%	0%	5%	79%	-		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移（2021～2025年度）

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <衣類用防虫剤を開封直後に耳鳴りがする> 「2ヶ月前、衣類を収納する際に〇〇社の△△という新しい防虫剤を開封したところ、部屋中に強いニオイが広がり、その直後から耳鳴りの症状が始まった。当初は一過性と思っていたが症状が改善せず、内科や耳鼻科を受診したが正式な診断名や耳鳴りの原因は特定されなかった。開封時にニオイが急激に広がったため、防虫剤の袋に穴が空いていたのではないかと考えている。〇〇社に電話で問い合わせたところ、耳鳴りに関する事例はないとの回答であった。このような製品によって耳鳴りの症状がでることがあるか、また、現在、休職中であり回復するための方法を知りたい」との相談を中年の男性から受けている。何か情報はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは医療機関ではないため、開封時のニオイと耳鳴りとの因果関係を判断することはできかねます。また、回復させるための知見もありません。使用された〇〇社の△△製品は、ピレスロイド系の防虫剤です。一般に、ピレスロイド系の製剤は、虫の神経系（魚類、爬虫類なども含む）に作用してまひをさせて効果を示しますが、哺乳類、鳥類などの恒温動物には毒性が低いものです。香り付きのタイプと無香タイプがありますが、香り付きの場合、開封時にある程度ニオイが広がることは想定されます。袋に穴が空いていた可能性など、通常と異なる状態であったかどうかは、お手元の製品を〇〇社に確認してもらってはいかがでしょうか。また、耳鳴りの回復については、医師に相談されることをお勧めします。

- ◆ <台所洗剤を使用して皮膚障害> 1ヶ月前に1度だけ〇〇社の台所洗剤△△を使用したところ、唇の皮が剥け、口や鼻の周りがヒリヒリするようになった。皮膚科を受診したが症状は回復せず、現在アレルギー検査の結果待ちである。医師からは、結果によっては大学病院を紹介すると言われている。〇〇社に連絡したところ使用した製品を返品するように言われたが、症状が改善していないため、返品はできないと断った。△△に刺激が強い物質が含まれているか知りたくて、皮膚科医から〇〇社に問い合わせてもらったが、稀に肌に合わないことがあるとの回答で明確な説明は得られなかった。使用した製品に刺激のある物質が含まれているかを調べたい。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の「原因究明機関ネットワーク総覧」を確認したが、個人の依頼で受けてくれる機関が見当たらない。分析してくれる機関を紹介してほしい。化学製品PL相談センターは経済産業局の消費者相談窓口から紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。また、特定の調査・分析機関を紹介することはしておりません。現在、アレルギー検査の結果待ちと

のことですので、医師のアドバイスを受けながら進められてはいかがでしょうか。製品の調査については、改めて〇〇社に製品が規格通りであったかの調査を依頼してはいかがでしょうか。

- ◆ <塩素系漂白剤の容器の液漏れについて> 〇〇社の業務用の塩素系漂白剤 5 kgを未開封のまま自宅に保管していた。購入 1 年後に容器側面の継ぎ目の部分から内容液が漏れて床が損傷していることに気が付いた。すぐに〇〇社に連絡をし、指示通りに容器を送り調べてもらった。〇〇社の調査結果では容器の底に鋭利なもので開けたような穴が確認され、送付前に確認した側面の継ぎ目の部分に穴はないとの回答であった。〇〇社の回答に不満で P L 法に詳しい弁護士に相談したところ、製品の欠陥は消費者側が証明する必要があると言われた。容器を返却してもらったが、側面の穴がふさがれていた。納得できないため、複数の検査機関に相談したが断られている。現在、消費庁の消費者安全委員会に調査依頼の申出をし、結果待ちである。欠陥を証明するための製品調査と〇〇社との交渉の間に入ってほしい。化学製品 PL 相談センターは他の PL センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターではあっせんや仲介は行なっておりませんので、個々の製品メーカーとの交渉はできかねます。また、調査や分析も実施しておりません。製造物責任（P L）法は、製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律です。P L 法が適応となるためには、製品と被害との因果関係、製品に欠陥があったことの証明が必要です。まずは、消費庁の消費者安全委員会の回答を待たれてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

なし

◆ 一般相談

- ◆ <家具から発生するホルムアルデヒドの測定について> 「肺疾患を患っているが、家具からホルムアルデヒドが放散しているようで体調がすぐれない。現在家具は外に出しているが、ホルムアルデヒドの濃度を自宅で測定できるキットは販売されているのか」との相談を消費者から受けている。化学製品 PL 相談センターを紹介したら対応してくれるか。〈消費生活 C〉

⇒家具から放散する化学物質を規制する法律は特にありませんが、日本農林規格（JAS）や日本産業規格（JIS）で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、業界団体による自主基準などがあります。家具から放出しているホルムアルデヒドの量を自宅で測定するのは難しいですが、ホルムアルデヒドの室内濃度が測定できるキットは、いろいろ販売されているようです。まずは、室内の換気を心掛け、家具メーカーにご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <通販サイトで購入したまな板の安全性> 「通販サイト〇〇で購入したプラスチック製のまな板に付着している化学物質の安全性が不安である」と相談を消費者から受けている。化学製

品PL相談センターを紹介したら対応してくれるか。〈消費生活C〉

⇒まな板は食品と直接接触する調理用器具であり、日本国内では、食品衛生法により、材質試験および溶出試験の規格基準が定められています。またプラスチックは、安全性が担保された物質をリストアップし、そのリストに掲載された物質でない不得使用できない制度（ポジティブリスト制度）がとられ、その安全性が確保されています。しかし、〇〇は、海外の越境ECサイトです。購入された製品は、個人輸入の形となり、必ずしも日本国内の規格を遵守している製品とは限らず、購入には自己責任が伴います。消費者庁では、「海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点 ―安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も―」（https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety/cms204_190830_01.pdf）、厚生労働省では、化学物質の安全対策サイト内で「オンラインマーケットプレイス・ECサイトを利用する方へ」（<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/#personal-import>）にて、注意喚起をしています。参考になさってください。

- ◆ 〈シリコーンとPVCの違いについて〉 「ネット通販で、柔らかいシリコーン製と表示されていたキャラクターのナイトライトを注文した。到着した製品は硬くて、素材表示がPVC製とあった。購入したサイトは国内のプラットフォーム〇〇であったが販売会社は中国である。販売会社に問い合わせたが、表示の違いについての説明はなかった。返品について連絡しているがメールでのやり取りでなかなか進まない。〇〇にも申し出て、現在回答待ちである」との相談を受けている。シリコーンとPVCは全く違うものか。〈消費生活C〉

⇒シリコーンとPVCは全く異なる素材です。柔らかいシリコーン製の製品はシリコン（ケイ素）の化合物であるシリコーンゴムが使用された柔らかい素材です。PVCは塩化ビニル樹脂で、可塑剤を使用することで柔らかくすることも可能です。「柔らかいシリコーン製」と表示していたのに、PVC製であったことは、景表法、消費者契約法違反となります。また、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」により、プラットフォームである〇〇には、「消費者からの苦情の申し出に対し、必要な対応をする」等が求められています。〇〇の回答を待たれてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈古い本のニオイの除去方法について〉 「図書館で、市民から本のニオイが臭いという指摘を受けている。本のニオイを除去する方法はないか」と相談を受けている。なにか知見はないか。〈消費生活センター〉

⇒古い本のニオイには、紙やインク、装丁で使用している接着剤などのニオイなどと共に、保管中の湿気などにより発生するカビなどのニオイ、タバコから移ったニオイなど、様々なニオイがあると思われます。スプレータイプなどの消臭剤は本を傷めることになるので、使用は避けた方が良いでしょう。風通しのよい場所での陰干しなどはニオイを低減させる効果があると思われますが当センターには知見がありません。いくつかの図書館から蔵書の臭気対策についてインターネット情報が出ているのでそれらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈中国製の衣類の安全性〉 実店舗で〇〇のブランド△△のTシャツとズボンを購入した。購入後に〇〇は中国のネット通販会社で、韓国の調査において〇〇で販売されていた製品から有害

物質が検出されたとの情報があり心配になった。安全性の確認のために〇〇に電話をしたが、ネット販売しかしていないと説明はしてもらえなかった。販売店に問い合わせたが、健康被害の報告はないとしか言ってくれなかった。製品表示もほとんど日本語はない。購入した製品は気に入っているので安全性に問題なければ着用したい。〇〇製の製品の安全性はどうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒センターでは、個別の製品についての安全性や使用可否についても、判断できません。国内の実店舗で購入した安全性については、輸入事業者もしくは販売者に確認をいただくことが原則です。日本国内の業者が購入して販売する場合は国内法が適用になります。購入された衣類などの繊維製品を国内で販売する場合は、「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程」において、素材や衣類の取り扱いなどを日本語で表示する義務があります。また、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」においてホルムアルデヒドなど、衣類などの繊維製品で規制をされている物質もあります。なお、〇〇は中国の通販専用事業者です。〇〇のサイトで直接購入された場合は個人輸入となります。必ずしも日本国内の安全性の基準に則した製品でない場合もあります。

- ◆ <新しいテーブルのホルムアルデヒドについて> 〇〇社の天板が天然合板のテーブルを店頭で製品を確認後注文購入し2週間前に届いた。開封したところ、「ホルムアルデヒド吸着・分解シート」が同梱されていた。また、取扱説明書を確認したところ、ホルムアルデヒドの対策について、換気方法や化学物質に敏感な体質の方へなど細かく説明されており、怖くなった。離れて暮らす息子が年に数回泊まりに来るが、その息子に喘息があるのでこのような怖い製品は返品したい。返品できるか。化学製品PL消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒ご質問の、家具を返品できるかどうかについては当センターではわかりかねます。なお、ホルムアルデヒドは刺激臭のある無色の気体で目や皮膚に対する刺激性があり、吸入すると濃度によってはアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすなどシックハウス症候群の原因物質であり、ヒトに対して発がん性のある物質として知られています。〇〇社のウェブサイトを確認すると「ホルムアルデヒドの放散量を確認し、一定の基準を設け、放散量の少ないものを選定しております」とあります。一般的に、新しい家具は使われている木質材料、接着剤、塗料などの素材に起因して、ホルムアルデヒドなどの化学物質が放散されることがあります。化学物質の感受性は個人差が大きく、人によっては不快に感じ体調不良となる場合があります。〇〇社はホルムアルデヒド対策を丁寧に実施し、取り扱い説明書などでも伝えていると考えます。

- ◆ <破損したプラスチック容器の安全性> 虫よけスプレーを自分で作るために、100円均一でプラスチック素材の空のスプレー容器を購入した。無水エタノールを入れて2週間放置後に数日前から、数回、モノや手にスプレーをして使用した。昨日、精製水で希釈しようとしたら、スプレーの管が破損していることがわかった。改めて表示を確認すると素材はポリエチレン、ポリスチレンでエタノールには使用できないとあった。何か有害な成分が出たのではないかと心配。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒プラスチックのエタノールに対する耐性は、材質の種類によって異なります。ポリエチ

レンはエタノールに対する耐性が高く、消毒用アルコールの容器として広く使用されています。一方で、ポリスチレンは耐性が低く、エタノールと接触すると破損や変形を引き起こす可能性があります。使用された容器は雑貨品のため、使用されている添加剤に規制はありませんが、お伺いした内容から、有害な成分の溶出については過度に心配されることはないと思います。

- ◆ <米の保存袋の安全性について> 防災用に米を多めに購入して保存している。ネット販売で内層がポリエチレン、中層がアルミ、外層がPETのお米の保存袋を購入した。販売会社は国内で「食品衛生法適合」と表示されているが、中国製であった。安全性が心配である。この袋に直接お米を入れても大丈夫か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒食品衛生法適合と表示されている製品であれば、直接米を入れて使用することができる製品です。中国製であっても、販売会社が国内であれば、法律に則った表示がされていると思われます。食品衛生法では、食品に直接触れる器具・容器包装は、食品衛生法に基づき材質試験及び溶出試験の規格基準が定められ、その安全性が確保されています。さらに食品用プラスチックに使われる添加剤については、2018年に公布された改正食品衛生法でポジティブリスト制度が導入され、安全性を評価して安全が担保された物質でないと使用できないことになっています。

- ◆ <防水スプレーの安全性について> 靴やコートに使用する防水スプレーの安全性について教えてほしい。半年前から肺や呼吸器の調子が悪く通院している。病院での検査では何かの病気と診断できるような所見はない。このような状態で防水スプレーを使用しても大丈夫か。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒防水スプレーの吸入事故では、スプレーされた微粒子を吸い込むことで、咳や、呼吸困難、肺炎を引き起こすことがあります。防水スプレーには、シリコーン樹脂やフッ素樹脂といった水をはじく性質のある成分が使われていますが、微粒子の状態で吸い込んで肺胞まで達してしまうと、体内で容易に除去されず、肺でのガス交換（肺胞と毛細血管の間で酸素を血液に取り込み、二酸化炭素を呼気として排出するしくみ）に支障をきたすことが原因と考えられています。安全に使用するためには、製品の使い方や注意表示を守る必要がありますが、今のお身体の状態で使用してよいかどうかは、かかりつけ医に相談することをお勧めします。

- ◆ <手についたニオイの落とし方について> ホームセンターで金属の組み立て式のラックを購入した。ラックの下にキャスター部品を取り付ける際、キャスター部分に油っぽい物質がたくさんついており、それが手についた。何とも言えない臭いがして石鹸で洗っても落ちない。臭いをすぐにとる方法はないか。調理中に臭いが食材に移ったら有害ではないかと不安である。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒キャスター部分をスムーズに可動させるために、潤滑油やグリースがついている場合があります。種類によっては、鉱物系の独特の臭いがするものもあります。これらの臭いは、皮膚に付着すると、落ちにくい場合がありますが、徐々に落ちていきます。無理に溶剤を使ったり、強くブラシでこすったりすると、手荒れの原因になるので避けた方がよいでしょう。

う。ハンドウォッシュや石けんをよく泡立て、爪ブラシやハンドブラシで優しく洗うことを、数回繰り返してください。その後ハンドクリームなどで手の保湿をすることも大切です。また、強い臭いが残っている場合は、直接害はなくとも、食材にニオイが移ってしまう場合もあります。気になる場合は、炊事用の手袋などを使用されてはいかがでしょうか。

- ◆ <物質の特定について> 集合住宅に一人で居住しているが、部屋の天井や床下から煙のようにモヤモヤし、臭いがして拭くとオイルのような何らかの化学物質を感じる。誰かに何かを入れられているのではと警察に連絡した。自宅を訪問してくれたが、煙も臭いもわからないと言われ相手にしてもらえなかった。その際、防犯カメラを設置することを提案されたため設置した。昨日、玄関付近でモヤモヤとした感じがカメラに映っている。物質が何かわかるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした情報で物質を特定することは当センターではできません。警察の提案で防犯カメラを設置されたとのことですので、カメラの映像を確認してもらってはいかがでしょうか。

- ◆ <次亜塩素酸ナトリウムの残留期間について> 集合住宅の管理を行なっている。入居者を入れる前に壁紙や床のリフォームをし、ハウスクリーニングをしている。2カ月前に入居した人から、プラスチックのような化学的な臭いがするとの申し出があった。クリーニングの際には食品添加物殺菌料の次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした製品〇〇を、浴室や台所などの排水口などに使用した。申し出者は妊娠中であり、心配されている親御様の知人が確認して「臭いの原因はクリーニングの際に使用した次亜塩素酸ナトリウムが残った塩素の臭いである」と指摘した。申し出者は塩素の臭いとは言われておらず、管理会社としても塩素の臭いを確認することはできていない。次亜塩素酸ナトリウムは使用後2カ月経っても残留し、臭いがするものなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムは常温でも不安定な物質であり、希釈して使用した後に、長期間（数週間～数ヶ月）にわたって有効成分が残留し、臭い放つことは考えにくいことです。臭いに関する感受性は個人差が大きく、特に妊娠中は臭いに敏感になることがあることは知られています。次亜塩素酸ナトリウムは特徴的な塩素臭がしますが、申し出者はプラスチックのような臭いと表現されていますので、入居前に実施したリフォームに関連する臭い、また、持ち込まれて家具など新しい製品があった場合など、わずかな臭いを敏感に感じられている可能性もあるのではないかと思います。

- ◆ <クールネックリングの安全性について> 地方のテレビ局である。インターネットでクールネックリングの内容物による皮膚トラブルについての記事をみた。急に猛暑となりクールネックリングなどを使用する機会が増えると思われるので、注意喚起をしたい。どのような点に気を付ければよいか。〈その他〉

⇒首のリング状の保冷剤に使われるPCM素材は、主に飽和炭化水素の一種「ノルマルアルカン」です。保冷剤として使用されているのは、主に融点が28℃前後のオクタデカンや、22℃前後のヘプタデカンなどを主成分としており、これを乳化させて柔軟性と強度があるプラスチック製の容器の中に充填したものです。オクタデカンやヘプタデカンは、皮膚に対し

て刺激性が特に高い物質ではありませんが、皮膚に直接触れることを想定した成分ではなく、付着したままにするとかぶれの原因となることも考えられます。皮膚については、すぐに石鹸などで洗い流すことをお勧めします。また、液漏れを防ぐためには、容器を破損させないことが大切です。強く圧迫したり変形させることは避け、しばらく使用していなかった場合などは、液漏れや破損がないことを確認してから使用することをお勧めします。

- ◆ <クールネックリングの取り扱いについて> 猛暑対策として使用するクールネックリングの使用上の注意について、番組内で取り上げたい。以前ネット記事で、化学製品PL相談センターがコメントを出しているのを読んだが、中の液がもれた場合の皮膚刺激性などについて詳しく教えて欲しい。<その他>

⇒クールネックリングの中に含まれているPCM (Phase Change Material:相転移物質) は、主に融点が28℃や22℃の飽和炭化水素です。皮膚に対しての刺激性が特に高い成分ではありませんが、皮膚に直接触れることを想定した成分ではなく、付着したままにすると皮膚かぶれを起こすこともあると思われます。また、水に溶けない物質であり、皮膚については石けんや全身洗剤をつかって優しく洗い流すことが大切だと思われます。

- ◆ <学生実験の際に吸入した化学物質について> 実験中に学生が塩化メタンスルホニルを吸入してしまった。1時間半くらい前の事だが、病院で診察してもらった方がよいだろうか。<その他>

⇒塩化メタンスルホニルは、毒物及び劇物取締法(毒劇法)の毒物に該当します。当センターでは、一般的な製品安全シート(SDS)に掲載されている以外の化学薬品と症状についての知見はありませんが、医療処置を受ける必要があると考えられます。公益財団法人 日本中毒情報センターが行っている中毒110番では、化学物質などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定して薬剤師が対応して情報提供を行っています(<https://www.j-poison-ic.jp/110service/>)。そちらにお問い合わせいただき、医療機関を受診されることをお勧めします。なお、教育機関で毒物を使用する際は、毒物劇物取扱責任者を配置すること、施設可能な専用保管庫で保管すること、使用記録を作成・保管すること、実験前に学生に安全教育を実施し、実験中は保護具を着用すること、事故発生時には速やかに保健所や厚生労働省に報告することが必要です。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <近隣の柔軟剤などのニオイで体調不良> 2年くらい前から近隣の住民が使用している柔軟剤か洗剤のニオイで体調不良となっている。肺の痛みや皮膚炎で受診をし、治療も受けた。医師には製品のニオイのことは伝えてなく、体調不良の因果関係は特定されていない。このような製品が販売され続けてよいのか。日本はいつも対応が遅いので行政に働きかけてほしい。<消費者>

⇒当センターは、相談者からの要望を直接行政へ働きかけることはしていません。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤

などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。



夏に増える 細菌性食中毒に注意

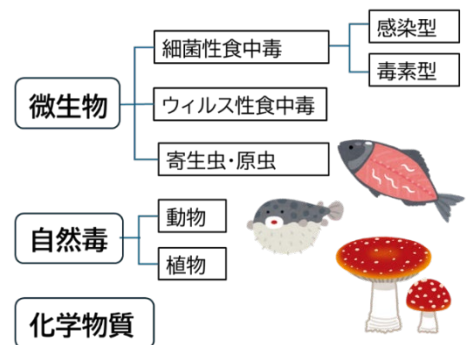
食中毒とは、飲食物を通じて体に有害なものが入り、腹痛や下痢、嘔吐などの症状を引き起こすことです。食中毒にはさまざまな原因がありますが、夏に特に注意が必要なのが高温多湿な時期に発生が多い「細菌性食中毒」です。今回は、細菌の種類や特徴、そして予防方法についてまとめてみました。



●細菌性食中毒のタイプと主な原因菌

細菌性食中毒は、原因となる細菌の性質によって「毒素型」と「感染型」に分けられます。毒素型は細菌が食品中で毒素（有害物質）を産生し、それを摂取することで発症します。毒素はすでに食品内に存在しているため、摂取後数時間以内に症状が現れることが多いのが特徴です。加熱しても毒素が残ることがあるため注意が必要です。感染型は細菌そのものが体内に入り、腸内で増殖して症状を引き起こすタイプです。発症までに時間がかかり、潜伏期間は数時間から数日と幅があります。そのため、原因となった食品を特定しにくいことがあります。

食中毒の分類



【細菌性食中毒のタイプと主な原因菌】

分類	原因菌	主な原因食品	特徴・作用機序
毒素型	黄色ブドウ球菌	おにぎり、サンドイッチなどの調理加工品	人の皮膚や鼻腔、のどなどに常在する細菌。手指の傷や不衛生な取り扱いを通じて食品に付着し、増殖する過程でエンテロトキシン（腸管毒素）を産生する。この毒素はタンパク質性でありながら耐熱性が高く、加熱調理では分解されにくく、消化酵素でも分解されない。主な症状は、摂取後数時間以内に発症する激しい嘔吐や下痢で、通常は短期間で回復。
	ボツリヌス菌	真空パック食品、缶詰など	ラテン語の「botulus（腸詰め、ソーセージ）」に由来して命名された嫌気性細菌で、極めて強力な神経毒であるタンパク質（ボツリヌス毒素）を産生する。この毒素は末梢神経に作用し、アセチルコリンの放出を阻害することで、筋肉の弛緩性麻痺や呼吸筋麻痺などを引き起こす。通常、菌や芽胞を含む食品を摂取しても、通常は腸内で分解されるため発症しないが、乳児は腸内環境が未熟なため、大腸内で菌が増殖し体内で毒素が産生され、乳児ボツリヌス症を引き起こす可能性がある。そのため、芽胞が残存している可能性のあるはちみつを 1 歳未満の幼児に与えてはいけない。ボツリヌス毒素は、眼科痙攣などの治療薬、シワを改善させる美容医療にも使用されている。
	セレウス菌（嘔吐型）	穀類及びその加工品（チャーハンなどの米飯類、麺類）など	農産物、水産物、畜産物などの食品や飼料に広く分布する細菌。この菌による嘔吐型食中毒は、食品中で産生される嘔吐毒素「セレウリド」が原因であり、主に加熱調理された穀類で発生することが多い。セレウリドは、分子量約 1,200 の環状ペプチドで、加熱・酸・アルカリに対して非常に安定な物質である。セレウス菌（下痢型）は、感染型の食中毒。

感染型	サルモネラ菌	卵(加工品含む)、食肉製品など	食中毒の原因菌として初めてその存在と関与が明らかになった細菌の一つ。腸チフスの原因菌である Salmonella Typhi も、このサルモネラ属に含まれる。菌は牛、豚、鶏などの家畜の腸内に常在しており、ペットやネズミなどを介して食品に付着することもある。ヒトに感染すると、腸上皮細胞に侵入して細胞内で増殖し、発熱、腹痛、下痢などの症状を引き起こす。特に免疫力の低い人では、菌が血流に乗って全身に広がることもあり、注意が必要。
	カンピロバクター	生肉料理や加熱不十分の肉、飲料水など	微好気性の細菌であり、大気中(高酸素環境)や完全な嫌気条件下では発育できない。菌は家畜、特に鶏の腸管内に高頻度で常在しており、特に鶏の保菌率は非常に高い。乾燥や高温に弱く、加熱により容易に死滅するが、加熱不十分な鶏肉や交差汚染を通じてヒトに感染することがある。体内での作用機序はすべてが解明されているわけではないが、細胞毒素(CDT)や免疫刺激物質の産生により腸管に炎症を引き起こし、下痢や腹痛などの症状をもたらすと考えられている。
	腸管出血性大腸菌(O157等)	牛肉・レバー、生野菜(キャベツ・貝割れ・レタスなど)、井戸水など	通常は無害な大腸菌が、ベロ毒素を産生する遺伝子を獲得することで、腸管出血性大腸菌(EHEC)となる。O157 は代表的なもので、極めて少量の菌でも感染し、重症化することがある。菌は加熱に弱い。ベロ毒素はタンパク質性の強力な細胞毒素で、腸管上皮細胞や血管内皮細胞に取り込まれると、リボソームの機能を阻害して細胞死(アポトーシス)を引き起こす。さらに、毒素が血流を介して腎臓などに到達すると、溶血性尿毒症症候群(HUS)などの重篤な合併症を引き起こすことがあり、特に小児や高齢者では、重症化のリスクが高いため注意が必要。
	ウェルシュ菌	煮物、カレー、シチューなどの加熱後長時間放置された食品	嫌気性の細菌で、環境条件が悪化すると芽胞を形成する。芽胞は高温にも耐性を持ち、加熱調理後に食品が長時間保温状態に置かれると、再び発芽して菌が増殖することがある。特に大型の鍋で大量調理された食品では、中心部まで十分に冷却されにくく、菌の増殖が起こりやすい。このため、食中毒の原因となりやすく、1 件の発生で多数の患者が出る傾向がある。摂取された菌が腸内で芽胞を形成する際に、エンテロトキシンであるタンパク質毒素を産生し、これが下痢や腹痛などの症状を引き起こす。

●食中毒予防の三原則「つけない」「増やさない」「やっつける」

食中毒は、目に見えない細菌やウイルスによって引き起こされることが多く、私たちの健康を脅かします。しかし、日々のちょっとした心がけで予防することができます。厚生労働省が提唱する「食中毒予防の三原則」は、家庭でも職場でもすぐに実践できる基本的な考え方です。

1. つけない～細菌を食品につけない～

食中毒の原因となる菌は、手や調理器具、食材などを通じて食品に付着します。調理前や食事前の手洗いを徹底し、まな板や包丁は用途別に使い分けることが大切です。特に生肉や魚を扱った後は、器具をしっかりと洗浄・消毒しましょう。



2. 増やさない～細菌を増殖させない～

菌は温度や時間の条件がそろえば急速に増殖します。食品は冷蔵庫で適切に保存し、調理後は室温に長時間放置しないようにしましょう。冷蔵庫は 10℃以下、冷凍庫は-15℃以下を保つことが目安です。ただし、冷蔵庫に入れても、細菌はゆっくりと増殖しますので、早めに食べることが大切です。

3. やっつける～加熱などで細菌を殺す～

多くの食中毒菌は加熱によって死滅します。食品は中心温度 75℃以上で 1 分以上加熱することが推奨されています。電子レンジを使う場合も、加熱ムラがないように注意しましょう。残った食品を再加熱する際も、しっかりと火を通すことが重要です。使用した包丁やまな板などの調理器具にも細菌が付着します。洗剤でよく洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。台所用塩素系漂白剤の使用も効果的です。

食中毒は、ちょっとした油断で発生することがありますが、基本的な衛生管理と調理の工夫でしっかり予防できます。特に夏場は、細菌の繁殖スピードが速くなるため、いつも以上に注意が必要です。

「つけない・ふやさない・やっつける」の 3 原則と、毒素型・感染型の違いを理解して、安全で楽しい食生活を送りましょう！

【参考にした情報】

- ・厚生労働省：細菌による食中毒 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/saikin.html#h_2_free4
- ・政府広報オンライン：食中毒予防の原則と 6 つのポイント https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/
- ・東京都保健医療局 食品衛生の窓 <https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/micro/boturinu.html>
- ・イラストで楽しく学ぶ！食中毒の知識 伊藤 武・西島 基弘著 講談社
- ・新スタンダード栄養・食物シリーズ 8 食品衛生学 第 2 版 一色 賢司編 東京化学同人

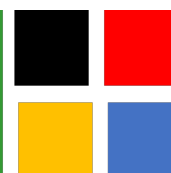
化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
- ※個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階
TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604
URL : <https://www.chemical-pl.jp/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。